

## 議 第 6 号 議 案

ゲノム編集食品に関する適切な表示等を求める意見書の提出について  
ゲノム編集食品に関する適切な表示等を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議  
会会議規則第13条の規定により提出します。

令和6年3月15日提出

富士見市議会議長 田 中 栄 志 様

提出者 富士見市議会議員 宮 尾 玲

賛成者 同 根 岸 操

同 伊勢田 幸 正

### 提 案 理 由

ゲノム編集食品に関する適切な表示等を求める意見書を地方自治法第99条の規定  
に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

## ゲノム編集食品に関する適切な表示等を求める意見書

ゲノム編集とは、生物が持つゲノム（DNA内の遺伝子情報）上の狙った箇所を切断して突然変異を誘発し、生物の性質を変化させる技術である。日本では2019年（令和元年）にゲノム編集食品の販売が解禁され、2021年（令和3年）9月には、ゲノム編集技術を用いて血圧上昇を抑えるアミノ酸の一種「GABA（ギャバ）」の含有量を数倍に高めた「GABAトマト」が販売された。これらを取り扱う企業により、普及のために介護福祉施設や小学校への苗の無料配布が計画されている。政府はゲノム編集食品については、従来の育種技術を用いたものとの判別が科学的に困難であることなどを理由に、食品表示や安全性審査を法的に義務付けないとしている。ゲノム編集食品は、健康維持を目指した食品やアレルギーが起きにくい食品の開発など、消費者にとってメリットがもたらされる可能性がある一方、ゲノム編集の過程で、目的遺伝子以外のDNAが破壊される「オフターゲット作用」や、ゲノム編集した細胞と通常の細胞が混在することによる健康や環境への長期的な影響はわかっておらず、今後の知見の集積や社会的検証が必要である。EUでは、ゲノム編集は遺伝子組換え食品と同等のリスクを持ち得るとして、厳しい規制がかけられている。

よって、富士見市議会は、政府に対し、消費者の知る権利や選択する機会を確保するため、安全性審査の実施や、その表示等を含めた消費者への情報提供の在り方について、下記のとおり要望する。

### 記

- 1 ゲノム編集については消費者に丁寧な説明を行うこと
- 2 ゲノム編集技術で作られた作物等について、厚生労働省に届出を実施し、安全性審査を行うこと
- 3 ゲノム編集技術で作られた作物等、及びこれを原料とする食品について表示をすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣 様  
厚生労働大臣 様  
農林水産大臣 様  
環 境 大 臣 様  
内閣府特命大臣（消費者及び食品安全）  
様